

○宮崎大学医学部附属病院地域総合医育成センター規程

〔平成23年9月21日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は宮崎大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院地域総合医育成センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 一定の専門分野にとらわれることなく幅広く診断と治療を行い、地域医療に貢献する医師（以下「地域総合医」という。）の育成に関すること。
- (2) 地域総合医の受入れに関すること。
- (3) その他地域総合医に関すること。

(センター長及び副センター長)

第3条 センター長及び副センター長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第4条 センターに病院規程第9条第2項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員
- (2) その他の職員

(診療科等)

第5条 地域総合医が診療に従事する診療科等は、センター長と当該診療科長との協議により決定するものとする。

(事務)

第6条 センターの事務は、当分の間地域医療学講座において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。